

# 伐採には届出を！



森林法の規定により、地域森林計画対象民有林に指定されている立木を伐採する場合は、あらかじめ、市長への届出や知事との協議、許可が必要となります。

届出者は 森林所有者（伐採作業を請負させて行う場合も所有者が届出）

届出時期は 伐採をしようとする日の90日から30日前まで

伐採面積	0.3ha未満の森林	0.3ha以上 1.0ha以下の森林	1.0haを超える森林
届出先	船橋市経済部 農水産課	千葉県北部林業事務所・ 印旛支所との事前協議の上、 小規模林地開発の手続きが必要となり、 併せて、船橋市農水産課へ伐採届の提出が必要	千葉県北部林業事務所・ 印旛支所への林地開発に関する許可申請が必要

お問い合わせ 船橋市経済部農水産課 047-436-2490  
千葉県北部林業事務所・印旛支所 043-483-1130

## その他立木伐採に関する手続きについて

下記の項目に該当する樹木を伐採する場合は、公園緑地課(047-436-2553)に届出てください。

1. 地上から1.5mにおける幹の周囲が30cm以上か高さが3.5m以上の樹木。
2. 地上から幹の高さが2.5m以上ある株もの。
3. 地目が山林である土地にある樹林。
4. 地目が山林でない100㎡以上の土地にある樹林。
5. 30m以上の生け垣をなしている樹林。
6. 30㎡以上の竹林。



※なお、開発行為を伴う伐採については、都市計画法の許可が必要となる場合がありますので、詳しくは 宅地課(047-436-2690, 2697)へお問い合わせください。

## 森林経営計画に係る伐採等の届出(森林法第15条)

森林経営計画の対象となっている森林の立木を伐採したときは、事後、届出書を提出いただく必要があります。

### 届出者は

当該森林経営計画の認定を受けた森林所有者等が届出者となります。

### 届出の時期は

森林経営計画に従って行った伐採など(伐採・造林および立木の譲渡)を終了した日から30日以内

### 届出先は

伐採など行った森林経営計画の対象森林の全部が1市町村域にある計画については、その市町村の林務担当課、それ以外は、森林の所在地を管轄する各地方総合事務所の林務課または農林課

